

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	広野町

## 広野町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県広野町産業振興課  
所在地 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 3 5  
電話番号 0 2 4 0 - 2 7 - 4 1 6 3  
F A X 番号 0 2 4 0 - 2 7 - 4 5 3 9  
メールアドレス sangyou@town.hirono.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	広野町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	なし	0円 0a
アライグマ	なし	0円 0a
ハクビシン	なし	0円 0a

(2) 被害の傾向

<p>現在のイノシシの被害は町内全域で発生しており、水稻については、7月中旬から10月（収穫期）にかけて踏み倒しや食害による被害、野菜類については局所的な食害や掘り起こし等の被害が発生している。</p> <p>また、アライグマ、ハクビシンについては、町内で生息が確認され、社寺建物内や空き家内への侵入が発生しており、今後農作物への被害が懸念される。</p> <p>平成25年度から営農再開以降電気柵等の対策を講じて鳥獣による大きな被害は生じていないが、被害防止対策の適切な利用の普及・啓発により被害は最小限にとどまっている状況である。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	0円 0a	0円 0a
アライグマ	0円 0a	0円 0a
ハクビシン	0円 0a	0円 0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広野町鳥獣被害対策実施隊と連携して、捕獲体制を組織し、捕獲を実施している。</li><li>・ 捕獲手段としては、銃器・わなを使用している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢化による、狩猟者数が減少、担い手の育成が急務になっている。</li></ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農家個人による柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の設置。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農家における労力不足により、防護柵設置及び管理に対する人員確保が課題となっている。</li></ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・ イベント開催時に鳥獣被害対策防止に関する啓発活動。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特になし</li></ul>

(5) 今後の取組方針

<p>これまでイノシシに関しては、広野町鳥獣被害対策実施隊による捕獲及び各農業者による電気柵等の被害防止施設の設置による被害対策を講じてきている。捕獲隊員の高齢化等による減少が見込まれることから研修等による新規捕獲者の育成・確保をしていく。被害防止施設については、不適切な管理が散見されるため広報等による周知・指導行う。地域住民と連携しながら有害鳥獣被害を受けにくい環境を構築し、被害防止対策を推進していく。</p> <p>また、アライグマ、ハクビシンに関しては、現時点で農業への大きな被害は発生していないが、社寺建物内や空き家内への侵入が局所的に発生しており、今後、生息の拡大や農業被害の発生が懸念されることから、積極的な情報収集を実施し、被害防止施設の普及を図る。</p> <p>さらに、鳥獣被害防止関係者と連絡を密に取りながら、的確な被害防止活動を実施すると共に近隣市町村との連携に努める。</p>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

広野町鳥獣被害対策実施隊員については、広野町長が任命する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・広野町鳥獣被害対策実施隊と町が連携を図りながら捕獲を行う。</li><li>・イノシシについては、捕獲報償金を維持し、捕獲者の新規獲得及び捕獲意欲向上を図る。</li><li>・アライグマ、ハクビシンについては、新規に捕獲報償費を設定し、捕獲を推進する。</li><li>・捕獲者の確保については、広野町全域に広報誌や防災無線を通じて周知するとともに、研修会等の支援、狩猟免許取得の支援を行い、担い手の確保・育成を図る。</li></ul>
令和7	イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・広野町鳥獣被害対策実施隊と町が連携を図りながら捕獲を行う。</li><li>・捕獲報償金を維持し、捕獲者の新規獲得及び捕獲意欲向上を図る。</li><li>・捕獲者の確保については、広野町全域に広報誌や防災無線を通じて周知するとともに、研修会等の支援、狩猟免許取得の支援を行い、担い手の確保・育成を図る。</li></ul>
令和8	イノシシ アライグマ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"><li>・広野町鳥獣被害対策実施隊と町が連携を図りながら捕獲を継続的に行う。</li><li>・捕獲報償金制度を維持し、狩猟者の捕獲意欲の向上を図るとともに、新規捕獲者の確保の推進に活用する。</li><li>・新規捕獲者へは、研修会等への参加を誘導し、捕獲技術向上を図る。</li></ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。また、捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。また、捕獲目標頭数を50頭とする。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。また、捕獲目標頭数を50頭とする。
アライグマ	完全排除を最終目標としている福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づき捕獲頭数の上限をなしとする。	完全排除を最終目標としている福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づき捕獲頭数の上限をなしとする。	完全排除を最終目標としている福島県アライグマ防除実施計画(第2期)に基づき捕獲頭数の上限をなしとする。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

捕獲等の取組内容
一年を通し、広野町一円で、わなを中心に捕獲活動を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	町内における水田及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ、イノシシ用電気柵の設置（2,500m予定）を促す。	町内における水田及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ、イノシシ用電気柵の設置（2,500m予定）を促す。	町内における水田及びその周辺（被害防止に必要と判断する箇所）に対して、所有者及び耕作者等へ、イノシシ用電気柵の設置（2,500m予定）を促す。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	町内の水田等におけるイノシシ用電気柵設置者対し適正な管理の指導及び啓発をする。	町内の水田等におけるイノシシ用電気柵設置者対し適正な管理の指導及び啓発をする。	町内の水田等におけるイノシシ用電気柵設置者対し適正な管理の指導及び啓発をする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6	イノシシ アライグマ ハクビシン	地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い等を行えるようにする他、地域住民に対して被害防止対策に関する広報等の啓発活動を行う。また、被害や出没状況の把握のため情報収集を積極的に行う。 住民主体で被害防止施設の管理や緩衝帯整備を積極的に行っていくため、モデル地区を設定し、取り組みを行っていく。モデル地区の活動にあたって福島県避難地域鳥獣対策支援員と協力し行っていく。
令和7	イノシシ アライグマ ハクビシン	地域住民が主体的に被害対策を講じられるよう、鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、被害状況の把握及び調査等を行い、情報共有を図る。引き続きモデル地区の活動を行い、地域の対策効果向上に向け取り組む。
令和8	イノシシ アライグマ ハクビシン	地域住民が主体的に被害対策を講じられるよう、侵入防止柵の管理等の研修会を開催する。引き続きモデル地区の活動を行い、地域の対策効果向上に向け取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広野町	状況の把握、周困への注意喚起
広野町鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、処理対応
双葉警察署	有害鳥獣関係の情報提供
福島県相双地方振興局	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり
--------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却により適切に処理する。
---------------------

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	町全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間、捕獲した対象獣種の食品としての利用は困難。

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

該当なし
------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

該当なし
------

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	広野町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
広野町	協議会事務局、協議会に関する連絡調整を行う。
一般財団法人福島県猟友会広野支部	狩猟者の確保・育成を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護・管理に関する助言・指導を行う。
双葉地方森林組合	森林における被害調査を行う。
福島さくら農業協同組合	農地における被害調査を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
磐城森林管理署富岡森林事務所	国有林での有害鳥獣関係情報の提供を行う。
福島県相双地方振興局	有害鳥獣の捕獲行為ならび住民の保護に関する助言及び指導を行う。
福島県相双農林事務所双葉農業普及所	有害鳥獣被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県相双農林事務所富岡林業指導所	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導等を行う。
福島県避難地域鳥獣対策支援員	有害鳥獣対策関連の情報提供や現場での相談対応等を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>2年に1回4月1日に広野町長が実施隊を任命。 実施体制は福島県猟友会富岡支部広野部会に所属する6名程度で構成する。 活動内容は、被害調査や被害対策指導等を実施する。 また、銃器及びわなを所持する実施隊員については、対象鳥獣の捕獲を実施する。</p>
---

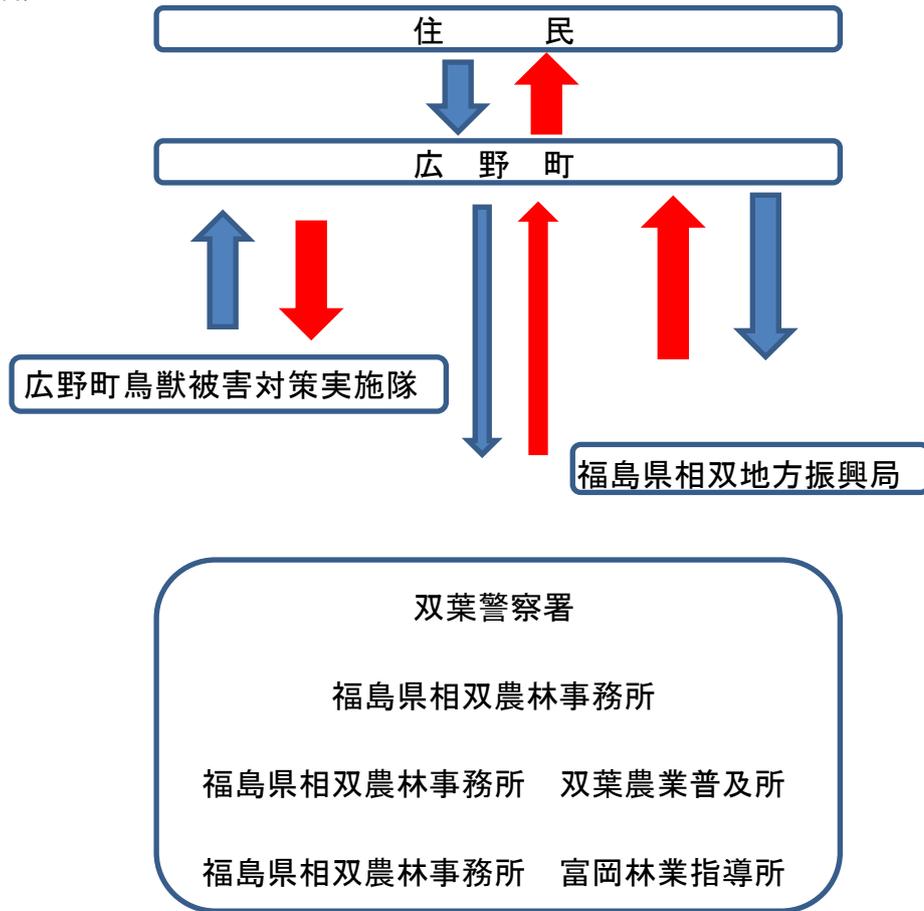
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし
------

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------

(別紙)



← : 報告

→ : 指導